

令和5年度 特定非営利活動法人十いろ事務局 事業計画

1 コンセプト

当法人の理念である「自分らしく生きる」を叶えられる地域を作るためには、妻有地域の福祉・医療関係者とはじめとした様々な人材の育成、ネットワーク化が重要であると考ええる。

そのため当法人は正規職員3人、臨時職員が1人の採用で合計13人の職員を抱えることとなる。職員が倫理観を共有するとともに職務に専念できる環境づくりを目指す。

そのために研修を実施し、さらに研修を通して職員間の交流を図る。

また、事務の効率化を図ることで人材不足を補うこととする。

2 事業内容

(1) 法人スタッフ全体研修（年2回）

①感染症研修

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症について、利用者及び職員の感染予防や感染拡大させないための適切な対応について学ぶこととする。

②虐待予防研修

児童施設職員の虐待のニュースが相次ぐ中、他人事ではないことを自覚し、自ら虐待の当事者にならないために何が必要かを繰り返し勉強していく必要がある。

また、後見人等として高齢者や障がい者に接する機会の多い職場でも絶えず意識した処遇に努めることが必要である。

今年度も引き続き虐待予防の基礎的研修を計画する。

(2) 事務の効率化を図る

正規職員の増加等で煩雑になる労務を補填する必要があり、労務相談や給与計算及び就業規則、雇用契約書のメンテナンスの手続きを社会保険労務士事務所に委託する。

また、法人会計が数年後に消費税支払い対象となることから、当年度会計から税理士と顧問契約をする。

令和5年度 成年後見・終活サポート事業 事業計画

1 令和5年度の重点目標

(1) 新採用職員の育成

成年後見・終活サポート事業部では、令和5年4月に初めて正職員を採用する。成年後見制度等に関する知識の習得はもちろん、ソーシャルワーカーとしてのスキルが身につくよう、計画を作成し、育成する。

(2) 終活サポート事業の基盤整備

終活サポート事業を本格的に開始するため、基盤整備を行う。基盤整備に係る経費については、令和5年3月18日からクラウドファンディングを開始し調達する。

(3) 情報通信技術（ICT）の導入による円滑な顧客管理と事務の効率化

成年後見事業、終活事業どちらにも共通して利用できるICTを導入することで、顧客管理システムの構築し、円滑な顧客管理と事務の効率化を目指す。

2 コンセプト

(1) 福祉・医療の専門性を生かした支援

「自分らしく生きる」という当法人の理念に基づき、身寄りがいてもいなくても最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、社会福祉士等の専門職がその専門性を活かし、老後の様々な不安や課題についての相談支援にあたります。

(2) 老後の様々な不安や課題を解決できるワンストップサービス

老後の様々な不安や課題を解決するための様々なサービス（成年後見、終活に関するサービス）を提供します。また、地元の様々な士業・事業者と連携・協働し、包括的・継続的支援の仕組みづくりを行います。

3 職員の行動指針

- (1) ご本人のお気持ちに寄り添い、ご本人にとって最善の意思決定ができるよう支援します
- (2) 風通しの良い職場環境をつくり、職員がワンチームとなって支援にあたります
- (3) 各々の専門性や職業倫理を常に磨きあう努力をします

4 事業内容

(1) シニアライフ相談

老後の不安を丸ごと受け止め解決できるようなワンストップの相談窓口を開設する。福祉・医療分野の知識や経験が豊富な社会福祉士等が対応する。

数値目標：月1件

(2) 見守りサポート

明確な契約能力を有する方を対象に、定期的見守り訪問、病院や市役所窓口での手続支援等を行う。

数値目標：見守りサポート新規契約3件

(3) 法人後見

認知症や知的障害、認知症等により判断力が十分ではない方の権利を擁護するために、ご本人の意思を踏まえ、財産管理や身上保護をする成年後見制度(法定後見、任意後見)の後見人等を受任する。

数値目標：法定後見新規受任 8 件

(4) 終活サポート事業

十日町市・津南町(妻有地域)在住で、明確な契約能力を有する人を主な対象者とし、お元気なうちからの見守りや生前整理、葬儀・埋葬等の死後のサポートを行う。

これまで相談のみ承っていたが、令和 5 年度から本格的にサービス提供を開始するにあたり、必要な基盤整備を行う。

1) 提供するサービス

- ①エンディングノートの作成支援
- ②見守りサポート
- ③死後事務委任契約(死後のサポート内容を生前に決め契約書に定めておく)
- ④遺言書作成サポート
- ⑤尊厳死宣言公正証書(リビングウィル)作成サポート

数値目標：死後事務関係の契約 2 件

2) 基盤整備

- ①死後のサポートを実行するための執行費用の確保の方法の確立

信託会社と契約し、死後のサポートの執行費用を信託会社に預けられるようにします。

- ②実施要項やマニュアル、契約書ひな型の作成

実施要項やマニュアルを作成します。

契約書のひな型は法律関係の士業に協力してもらい作成します。

- ③運営委員会の設置

十いろと利害関係のない、法律の専門職、医療の専門職、福祉の専門職、行政職員等を委員に選任し、第三者的な立場から、契約前条件確認、助言・監督、実行確認を行う体制を作ります。

- ④情報通信技術(ICT)導入による顧客管理システムの構築

十いろとの契約から死後のサポートが全て終了するまで、クライアントの情報を一元管理することが可能とを目的とし、ICT 導入による顧客管理システムを構築する。

- ⑤妻有地域の終活に関するサービスや事業所のリストの作成・情報提供

本人の希望に沿った実施機関の選択を可能とするため、葬儀会社、寺院、墓石店、生前・遺品整理業者、不動産会社、解体業者、法律関係の士業等のリストを作成する。

- ⑥十いろ独自のエンディングノートの制作・販売

十いろの終活サポートの原則・目的に沿った、十いろ独自のエンディングノートを制作し販売する。

- ⑦終活出前講座、SNS を活用した周知活動

・終活出前講座

妻有地域の住民が集まる場に出向き、老後に向けた終活の必要性を周知・啓発するために、職員を講師として派遣する。

数値目標：派遣依頼数 6 件

- ・SNSの活用

十いろ Facebook ページや Youtube チャンネルを活用し、情報発信する。

(5) ソーシャルワーカーの集い『GOTCHA』 兼 法人後見支援員フォローアップ研修

妻有地域で活動する社会福祉士等ソーシャルワーカーの資質向上や顔の見える関係づくりを趣旨として、成年後見、終活、身寄りなし問題に関すること、ソーシャルワーク技術の向上に関すること等を内容とした勉強会を行う。

法人後見支援員フォローアップ研修も兼ねて実施する。支援員については、研修後に情報交換会を行う。

1 回目（9 月）：所有者不明土地の解消に向けた民法等の改正について（予定）

2 回目（12 月）：事例検討会

数値目標：参加者 20 名（各回）

令和5年度 放課後等デイサービスヒュッケ事業計画書

はじめに

本年度は開設から3年目の年であり、安定的経営と発達支援の充実を求められる年になります。

開設当初からコロナ禍という状況において、前年度はご利用者、職員の感染があつて休業に至ることもありましたが、大きな痛手までには至らずに推移しました。本年度も引き続き感染症対策の徹底と発生時の対応を行います。

当該年度は、作業療法士や保育士の採用により、より専門的支援を目ざすと共に、年度後半では児童発達支援について、関係機関と連携を図って展開する計画です。

◎コンセプト

- ・こどもも大人も互いに成長できます。

◎遊びを通じた発達支援の取り組み

- ・遊びを通じて、「好き」が見つかります。
- ・遊びを通じて、あいさつや返事ができるようになります。
- ・遊びを通じて、ゆずりあいの心が育ちます
- ・遊びを通じて、ひとりで過ごせるようになります。

◎ 私たちの信条・心構え（クレド）

- (1) 安全安心を基本としてサービスを提供します。
- (2) 一人ひとりの個別性を理解した支援をします。
- (3) 本人意思を大切にした支援を行います。
- (4) ワンチームで支援します。

1 令和5年度達成目標

- (1) 利用者の安全安心を担保すべく支援環境整備を行います。
- (2) 稼働率90%以上を目ざし、安定経営となるよう努めます。
- (3) リハビリ職を活かした利用者の個別支援プログラムの充実を図ります。
- (4) 全職員による障害児支援に係る基礎的知識の習得を行います。

2 支援内容

- (1) 感染症対策の徹底と不断の見直しを行うことにより、利用者並びに家族の安全安心確保に努めます。
- (2) 関係支援機関との連携を強化することで、新規利用者を獲得できるように努めます。
- (3) 外部の心理・リハビリ専門職の助言等を受けながら、利用者個々の日々の具体的活動計画を明確化することで、統一支援となるよう徹底します。
- (4) 月1回職員研修を実施し、障害児支援には不可欠と考えられる、①発達の5領域、②ピアジェの発達段階、③応用行動分析の習得を行います。

3 行事等計画

月	行 事	適 用	ボラ
4 月	花見		
5 月	子どもの日		○
6 月			
7 月		夏休み期間中の個別課題作成	
8 月			○
9 月	敬老の日		
10 月	ハロウィンパーティー	飾りづくりと飾りつけ	○
11 月			○
12 月	クリスマス会	飾りづくりと飾りつけ	
1 月	新年会	書初め	○
2 月	節分	鬼のお面づくり等、豆まき	
3 月	進級を祝う会		

※1 避難訓練は毎月実施（8月と2月は総合防災訓練）

※2 運動療法、作業療法等は、月間・週間計画において実施

4 職員研修計画

月	研修項目	研修内容
4 月	感覚統合（Ⅰ）	感覚統合の考え方
5 月	発達領域の理解	認知、情緒、ことば等の理解
6 月	発達障害	自閉症の三つ組み定義と特性理解 発達障害児者に対する支援の基本
7 月	行動分析	応用行動分析の考え方と支援
8 月	TEACCH	TEACCH 理念と支援の基本
9 月	カウンセリング技法	本人中心療法と PCP の考え方と支援
10 月	コミュニケーション技法	コミュニケーションの仕組みと技法
11 月	感覚統合（Ⅱ）	感覚統合の支援
12 月	身体拘束と虐待防止	身体拘束三原則と支援の姿勢、整備書類
1 月	障害者権利条約	権利条約の位置づけと内容理解
2 月	意思決定支援	意思決定の規定がある法律の確認と支援内容
3 月	リスクマネジメント	リスクマネジメントとインシデントの理解

おわりに

発達支援センターおひさま並びに相談支援事業所等関係支援機関と、利用者情報の共有化に努め、利用者の発達段階をより正確に把握することで、日々の支援に活かしていきます。

また、市障がい者基幹相談支援センターからの専門的指導を受けるべく、公認心理師、言語聴覚士等福祉専門職の招へいを依頼することで、発達支援の課題解決と発達支援に役立てていきます。